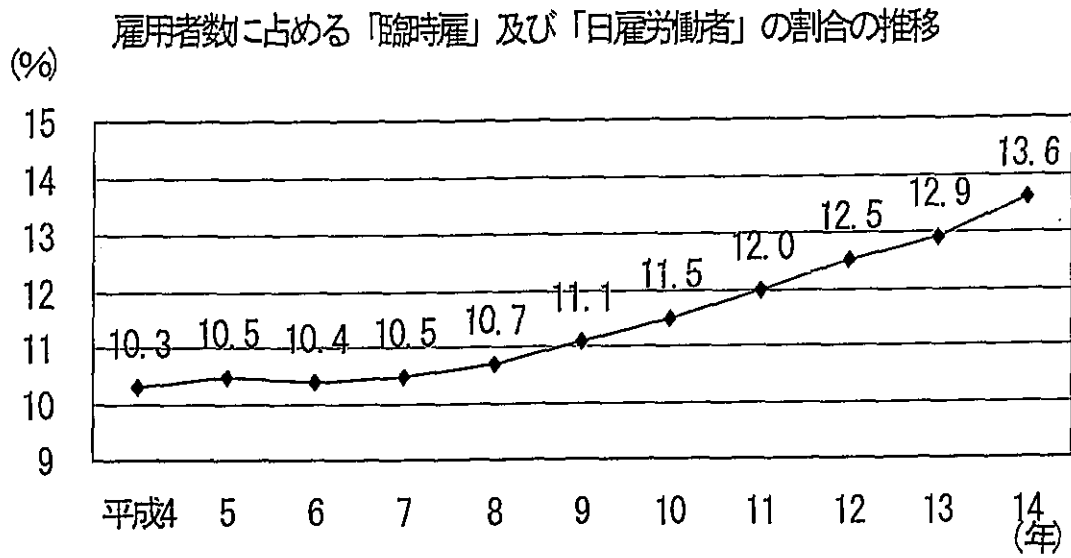


(3) 有期契約労働者数の推移

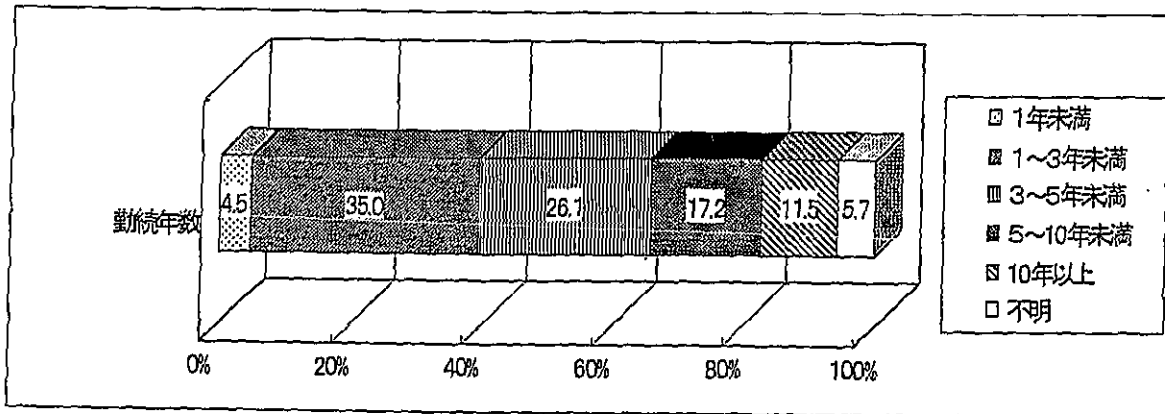


資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 「臨時雇」とは、1ヶ月以上1年以内の期間を定めて雇われている者を、「日雇」とは、日々又は1ヶ月未満の契約で雇われている者をそれぞれ指す。

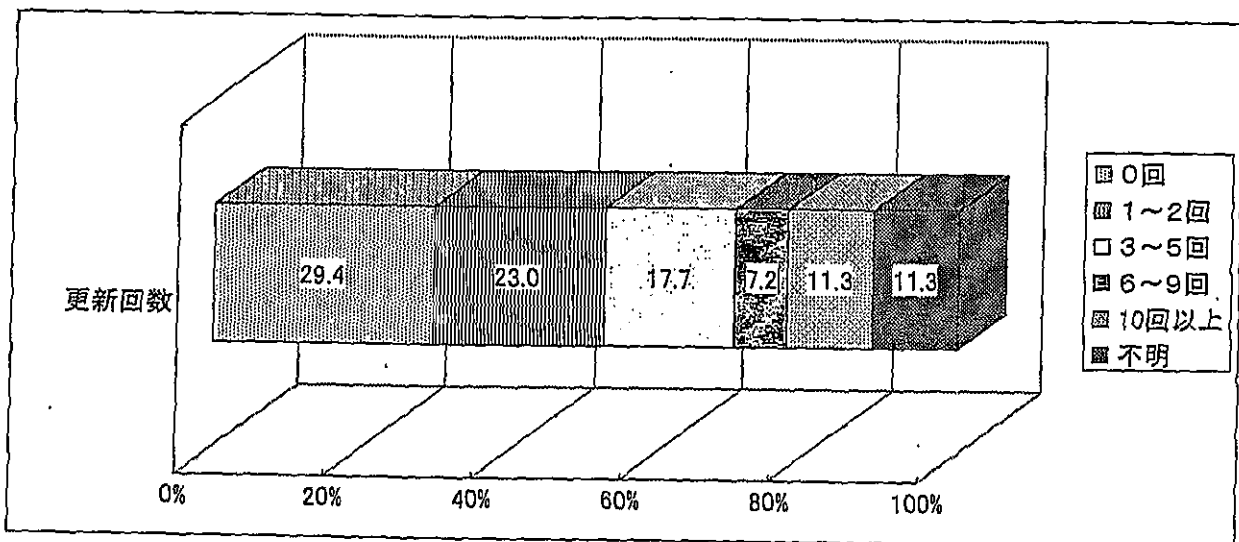
(4) 有期契約労働者の雇用の現状

① 以前の有期労働契約の雇止めまでの勤続年数（労働者調査）



(注) 平均勤続年数 4.6年

② 以前の有期労働契約の雇止めまでの更新回数（労働者調査）



(注) 平均更新回数（0回含まず） 6.1回
 平均更新回数（0回含む） 4.1回

資料出所 厚生労働省労働基準局「平成11年有期契約労働者に関する調査結果」

③ パートタイム労働者の状況

i) 勤続期間別パートタイム労働者数割合

(%)

	平成13年		
	計	男	女
計	100.0	100.0	100.0
1年未満	19.8	28.3	17.2
1～3年未満	28.0	37.7	25.0
3～5年未満	17.1	15.8	17.5
5～10年未満	19.6	11.0	22.2
10～20年未満	13.0	5.7	15.2
20年以上	2.6	1.6	2.9
平均勤続年数(年)	4.9	3.3	5.4

資料出所 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成13年)

ii) 雇用契約期間の有無別パートタイム労働者数割合及び平均契約月数

	計	雇用契約期間が決められていた	雇用契約期間が決められていない	平均契約月数(月)
13年	100.0	44.3	55.7	8.2

資料出所 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成13年)

iii) 雇用契約更新の有無、更新回数別パートタイム労働者数割合及び平均更新回数

(%)

	更新したことがある	更新回数								更新したことがない	不明	平均更新回数(回)	
		1回	2回	3回	4回	5～10回	11～20回	21回以上	不明				
13年	85.5	(100.0)	(16.3)	(14.4)	(10.1)	(7.5)	(28.8)	(16.4)	(6.4)	(0.0)	14.4	0.1	7.8

資料出所 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成13年)

(注) 雇用契約期間が決められていた労働者=100とする。

(5) 「労働基準法の一部を改正する法律」の概要

平成15年6月27日成立

平成15年7月 4日公布

産業構造・企業活動の変化や労働市場の変化が進む中で我が国の経済社会の活力を維持・向上させていくため、労働契約期間の上限の見直しや解雇に係る規定を整備するほか、裁量労働制に係る手続の簡素化等所要の措置を講ずる。

1 概要

(1) 有期労働契約

① 有期労働契約の期間の上限

有期労働契約の期間の上限を、

ア 原則3年（現行1年）

イ 高度で専門的な知識等を有する者及び満60歳以上の者は、5年とする。

② 有期労働契約の締結及び更新・雇止めに係るルールについて

有期労働契約の締結及び更新・雇止めに関する基準を定める根拠規定を法律上設け、当該基準に基づき必要な助言及び指導を行うこととする。

③ 有期労働契約に関する暫定措置

(ア) 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、有期労働契約に係る規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 有期労働契約を締結した労働者は、一定の場合を除き、当該労働契約の期間の初日から一年を経過した日以後においては、いつでも退職することができることとする。（(ア)の措置が講じられるまでの暫定措置）

(2) 労働契約の終了

① 解雇

「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」

② 就業規則

就業規則の必要記載事項に、「解雇の事由」を含める。

(3) 裁量労働制について

① 専門業務型裁量労働制

労使協定により健康・福祉確保措置等の導入を必要とすることとする。

② 企画業務型裁量労働制

(ア) 導入、運用等に係る手続について、労使委員会の決議の全員合意要件の緩和など、簡素化する。

(イ) 対象事業場について、本社等に限定しないこととする。

2 施行期日

公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において政令で定める日

3 育児休業の期間、回数について

(1) 最長育児休業期間別事業所割合

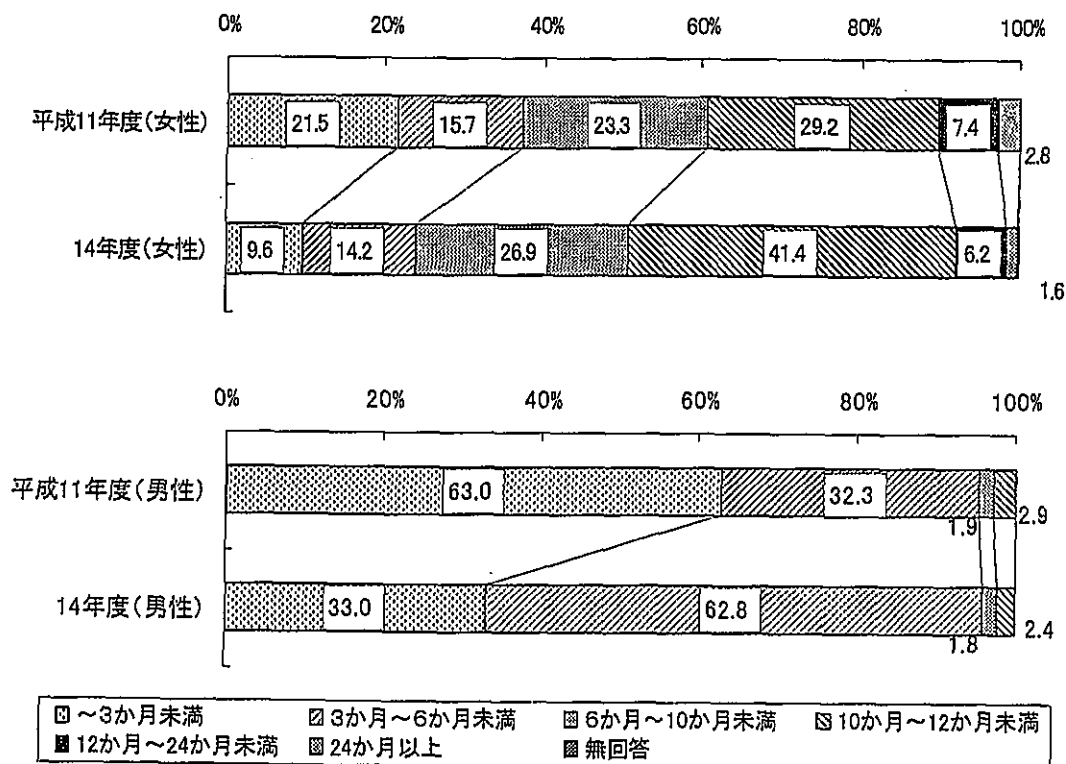
(%)

	総計	最長休業期間						
		1歳未満	1歳～1歳6か月未満	1歳6か月～2歳未満	2歳～3歳未満	3歳以上	1歳に達した後の最初の3月末日まで	無回答
【総計】	100.0 <100.0>	86.1 <84.0>	6.4 <11.5>	0.7 <1.4>	5.1 <1.6>	0.8 <1.4>	0.9	0.0 <0.0>
【事業所規模】								
500人以上	100.0 <100.0>	66.7 <68.5>	9.7 <13.2>	5.1 <12.0>	8.5 <4.5>	2.3 <1.7>	7.7	0.1 <->
100～499人	100.0 <100.0>	80.0 <81.2>	6.2 <11.4>	2.1 <3.2>	8.0 <3.1>	1.4 <1.1>	2.3	0.0 <->
30～99人	100.0 <100.0>	86.5 <87.9>	5.4 <7.4>	1.0 <2.5>	5.1 <1.4>	1.0 <0.9>	1.0	0.0 <->
5～29人	100.0 <100.0>	86.4 <83.5>	6.7 <12.4>	0.6 <1.0>	5.0 <1.6>	0.7 <1.5>	0.7	0.0 <0.0>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	84.9 <86.1>	5.6 <8.3>	1.3 <3.9>	5.7 <1.8>	1.1 <0.9>	1.4	0.0 <->

資料出所 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成14年度)

(注) 育児休業制度の規定がある事業所=100%

(2) 取得した育児休業期間



資料出所 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成14年度)

(注) H13.4.1～14.3.31までに復職した者=100.0%

(3) 育児休業の取得可能回数別事業所割合

(%)

	総計	回数						その他
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
【総計】	100.0	91.1	2.1	0.1	0.4	-	0.9	5.4
【事業所の規模】								
500人以上	100.0	93.1	1.4	-	-	-	-	5.5
100~499人	100.0	92.5	2.1	0.1	0.1	-	0.4	4.8
30~99人	100.0	93.9	1.6	0.1	-	-	0.0	4.3
5~29人	100.0	90.4	2.2	0.1	0.5		1.1	5.6
(再掲)30人以上	100.0	93.6	1.7	0.1	0.0	-	0.1	4.5

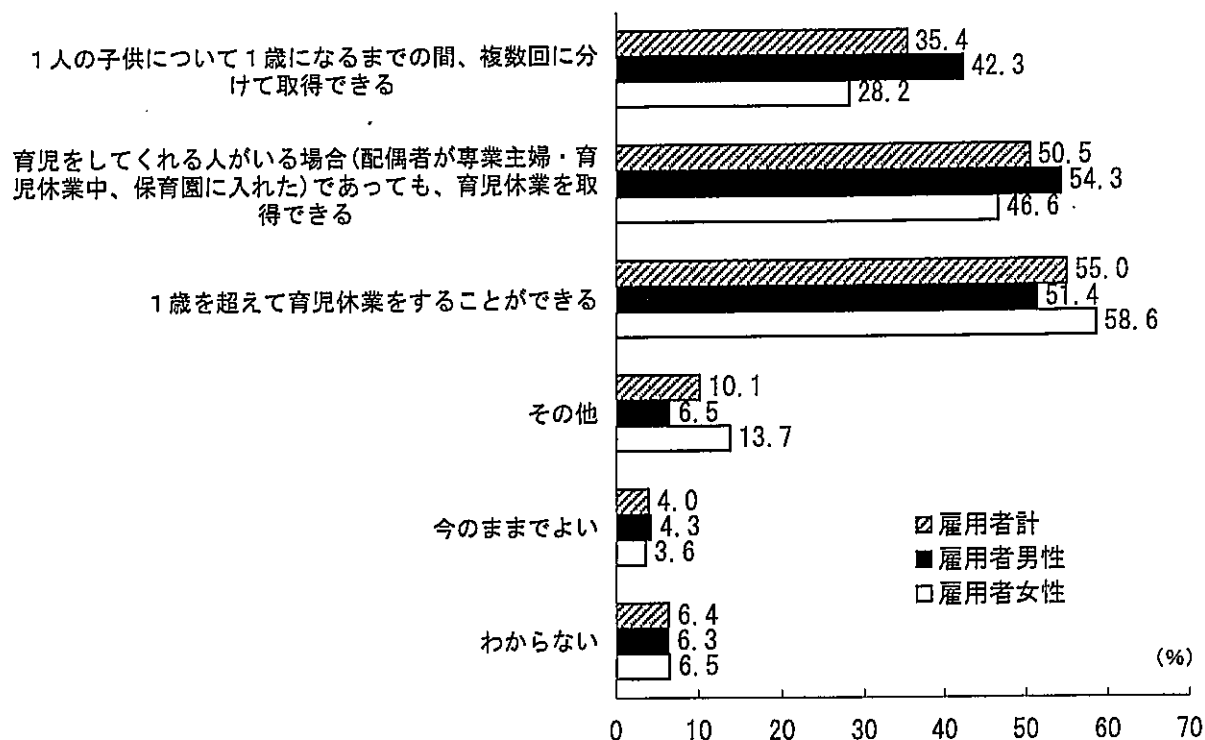
資料出所 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成11年度)

(注) 育児休業制度の規定がある事業所=100%

4 その他

(1) 育児休業制度へのニーズ

① より利用しやすい育児休業制度（複数回答）

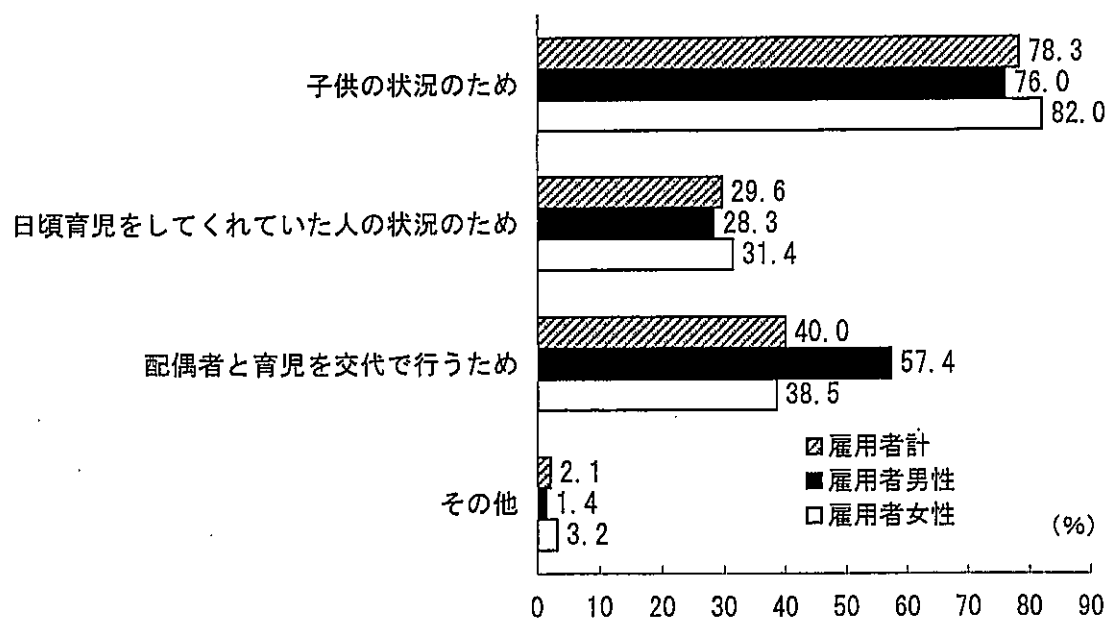


資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」（平成15年）

(注) 就学前の子供がいる男女雇用者について調査したもの

② 1人の子供について複数回に分けて取得できる育児休業制度を利用する理由（複数回答）

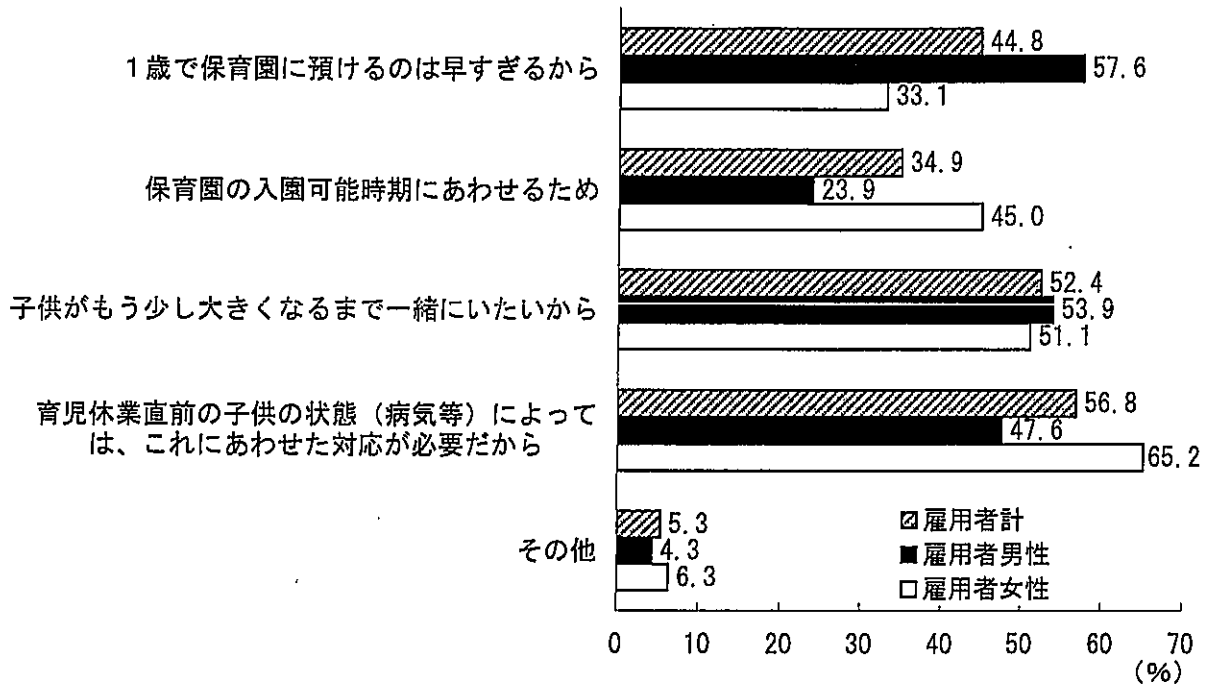
(①で「複数回に分けて取得できる育児休業制度」であれば利用しやすいと回答した者)



資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」（平成15年）

(注) 就学前の子供がいる男女雇用者について調査したもの

③ 1歳を超えて育児休業することができるという理由（複数回答）
 (①で「1歳を超えての育児休業」であれば利用しやすいと回答した者)



資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」(平成15年)
 (注) 就学前の子供がいる男女雇用者について調査したもの

④ 希望する育児休業延長の時期
 (「1歳を超えての育児休業制度」であれば利用しやすいと回答した者)

	1歳の誕生日の次の3月末まで	(1歳の誕生日の次の3月末を超えても)保育園に入園できるまで	1歳~1歳6ヶ月未満	1歳6ヶ月~2歳未満	2歳~2歳6ヶ月未満	2歳6ヶ月~3歳未満	3歳以上	育児休業直前の子供の病気などの状態にあわせて1歳を超えて育児休業することができる	その他
雇用者計	3.6	10.5	4.2	17.2	5.2	31.6	11.6	14.1	2.0
雇用者男性	1.3	4.5	3.9	17.7	5.8	39.9	15.5	9.3	2.1
雇用者女性	5.6	16.0	4.4	16.6	4.8	24.1	8.1	18.5	1.9

資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」(平成15年)

(2) 育児の状況

① 家族内の育児の状況
同居家族内の育児担当者（複数回答）

	(%)	
	同居家族内の 育児担当者 (複数回答)	主たる育児の 担当者
子供の母親	99.5	93.3
子供の父親	79.0	1.2
子供の祖父母	25.4	5.2
その他（子供のおじ・おば、子供の兄・姉等）	4.7	0.3

資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」（平成15年）
 (注) 就学前の子供がいる男女雇用者について調査したもの

② 家族以外の育児の状況
母親の就業状況別 同居家族以外による育児サービス・手助けの利用（複数回答）

	(%)					
	日中	早朝	夜間	子供が 病気の 時	土日休 日	利用し ない
共働き（母親は正社員）						
保育園	<u>70.0</u>	<u>8.7</u>	<u>4.6</u>	0.6	3.9	29.7
幼稚園	6.6	0.4	0.2	0.0	0.2	93.4
保育ママ（家庭福祉員、家庭保育室）	1.1	0.0	0.2	0.0	0.2	98.5
ベビーシッター、家政婦	0.2	0.2	0.9	1.1	0.7	97.4
ベビーホテル	0.7	0.0	0.4	0.2	0.7	98.5
その他の保育サービス	1.7	0.6	2.2	3.5	0.9	92.6
別居の祖父母	<u>19.3</u>	<u>7.7</u>	<u>16.4</u>	<u>38.3</u>	<u>28.2</u>	35.2
別居の親族（祖父母以外）	3.7	1.1	2.9	<u>6.4</u>	<u>7.6</u>	84.5
隣人・知人	2.2	0.2	1.3	1.5	1.5	94.7
その他	0.9	0.7	1.1	1.8	0.4	96.5
共働き（母親は正社員以外（パート等））						
保育園	<u>60.1</u>	<u>5.7</u>	<u>3.1</u>	0.4	<u>5.5</u>	39.4
幼稚園	<u>19.6</u>	0.6	0.1	0.3	0.4	80.1
保育ママ（家庭福祉員、家庭保育室）	0.6	0.1	0.4	0.5	0.1	98.6
ベビーシッター、家政婦	0.6	0.0	0.4	0.5	0.4	98.3
ベビーホテル	1.5	0.0	0.9	0.0	0.9	97.2
その他の保育サービス	2.0	0.5	1.5	1.8	1.9	94.5
別居の祖父母	17.1	<u>4.2</u>	<u>12.0</u>	<u>24.9</u>	<u>27.0</u>	44.0
別居の親族（祖父母以外）	2.6	0.5	1.1	<u>2.4</u>	5.2	89.9
隣人・知人	3.4	0.4	1.4	1.4	1.9	92.7
その他	2.2	0.9	1.0	1.8	1.3	95.8

資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」（平成15年）

(注)1. 就学前の子供がいる男女雇用者について調査したもの

2. 母親の就業状況により、「育児と仕事の両立に関する調査」回答を、①共働き（母親は正社員）と②共働き（母親は正社員以外（パート等））に分類した。

分類の内訳は、①=妻が正社員の男性雇用者+正社員の女性雇用者、②=妻が正社員以外の男性雇用者+正社員以外の女性雇用者

(3) 育児休業及び介護休業等関係給付金の予算と支給実績

		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	
育児・介護雇用安定助成金	事業所内託児施設助成金	金額(千円)	1,392,408	587,895	1,270,008	696,738	794,407	647,488	953,479	622,914	851,708
		件数(件)	360	171	387	186	228	176	236	158	217
	育児・介護費用助成金	金額(千円)	2,199,894	657,563	1,018,080	705,575	785,044	755,056	773,811	797,038	820,003
		件数(件)	3,476	557	986	603	795	609	921	659	781
	育児休業代替要員確保等助成金	金額(千円)	-	-	137,500	3,050	1,067,100	142,050	228,050	256,800	326,950
		対象者(人)	-	-	633	26	4,915	758	1,243	1,247	1,854
	育児両立支援奨励金	金額(千円)	-	-	-	-	-	-	101,600	97,600	101,600
		件数(件)	-	-	-	-	-	-	256	244	256
	看護休暇制度導入奨励金	金額(千円)	-	-	-	-	-	-	118,300	641,400	118,300
		件数(件)	-	-	-	-	-	-	299	1,615	299
	育児休業取得促進奨励金	金額(千円)	-	-	-	-	-	-	-	-	184,800
		件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	264
	育児・介護雇用環境整備助成金	金額(千円)	94,000	59,718	188,000	145,780	188,000	141,599	80,000	64,834	-
		対象団体(件)	47	44	94	87	94	84	40	39	* -
計	金額(千円)	3,686,302	1,305,176	2,613,588	1,551,143	2,834,551	1,686,193	2,255,240	2,480,586	2,403,361	
育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金	金額(千円)	391,056	260,976	569,904	328,090	367,396	360,614	362,174	362,174	399,210	
	対象者(人)	6,206	3,514	8,363	4,438	4,672	4,884	4,904	4,897	5,624	
合計	金額(千円)	4,077,358	1,566,152	3,183,492	1,879,233	3,201,947	2,046,807	2,617,414	2,842,760	2,802,571	

* 経過措置

資料出所 厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(4) 育児休業の見直しに係る附帯決議（第156回通常国会）

- 「次世代育成支援対策推進法案」及び「児童福祉法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（平成15年6月11日 衆議院厚生労働委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 仕事と子育ての両立を推進するため、子どもの看護休暇については請求すれば取得できるよう、早急に検討に着手すること。各事業所における子ども看護休暇制度の導入を促進するため、事業主に対する格段の相談・指導・援助に努めること。

- 少子化社会対策基本法案に対する附帯決議（平成15年6月11日 衆議院内閣委員会）

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 七 子どもを生子、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるようにするための取組に関し、事業主がその責務を十分に果たすことができるよう、育児休業制度等の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進その他の雇用環境の整備のための施策に万全を期すこと。

- 労働基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成15年6月26日 参議院厚生労働委員会）

一、政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 4 有期上限五年の対象労働者の退職の自由、雇止め予告の在り方を含めた有期雇用の反復更新問題、「期間の定めのない」契約とするみなし規定の制定、有期雇用とすべき理由の明示の義務化、正社員との均等待遇、育児・介護休業の適用など、有期労働契約の在り方について、期間の上限を延長した場合におけるトラブルの発生についての状況を調査するとともに、雇用形態の在り方が就業構造全体に及ぼす影響を考慮しつつ、早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

- 次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成15年7月8日 参議院厚生労働委員会）

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 四、子育てと仕事の両立を推進するため、子どもの看護休暇については請求すれば取得できるよう、早急に検討に着手すること。各事業所における子ども看護休暇制度の導入を促進するため、事業主に対する相談・指導・援助に努めること。

- 少子化社会対策基本法案に対する附帯決議（平成15年7月22日 参議院内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たり、平成十三年六月二十二日の本院「少子化対策推進に関する決議」を踏まえ、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 四 子どもを生子、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるようにするための取組に関し、事業主がその責務を十分に果たすことができるよう、育児休業制度等の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進その他の雇用環境の整備のための施策に万全を期すこと。